変更届 兼 確認書

株式会社九州リースサービス御中

西暦　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　実印

1．下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更項目 **（該当項目に〇）**	**1．代表者　　4．電子署名権限者 … 変更内容は第３項に記載** **2．商　号　　5．電子契約担当者 … 変更内容は第３項に記載** **3．住　所　　6．印鑑（実印）　　7．その他（　　）**
変更前	
変更後	

2．添付書類　1．印鑑証明書　　2．履歴事項全部証明書　　3．その他（　　）

※〇で囲んだ書類を添付下さい（印鑑証明書・履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のものをご準備下さい）

※ご確認のうえ☑チェックを入れて下さい（代表者、電子署名権限者、電子契約担当者の変更がある場合）

☐ **弊社(変更後の電子署名権限者を含む)は、本契約の内容について、以下の事項を確認しています。**

- 本契約締結時に届け出た電子署名権限者等に変更がある場合、第３項に記載された変更後のメールアドレス宛に本登録依頼メールが送信され、当該メール本文に記載されるURLよりアクセスコードを登録することで、登録を行った本人のみが電子契約サービスを利用できること。
- 登録時に設定したアクセスコードは、漏洩等ないよう厳重に管理される必要があること。
- 電子契約サービスを利用する端末・回線等の準備や管理は、自社にて行う必要があること。
- この確認書提出日現在、電子契約サービスを利用する端末のOSおよびソフトウェアは、下記のものが推奨されていること。
 ・OS：Windows10／Windows11　ソフトウェア：Microsoft Edge , Google Chrome
 ・OS：Mac OS　Big Sur以降　　ソフトウェア：Safari , Google Chrome
- 電子契約担当者が登録された場合で、電子契約担当者の不在等による電子署名の遅延が発生するときは、株式会社九州リースサービスに対して速やかに連絡をし、契約締結に遅延が発生しないように努める必要があること。
- 電子署名権限者等メールアドレス等に変更がある場合は、株式会社九州リースサービスに対して速やかに通知し変更の手続きを行う必要があること。
- 電子署名権限者が登録したアクセスコードを用いて電子署名が付された電子契約は、電子署名権限者の意思により電子署名されたものとみなされること。

☐ **弊社(変更後の電子署名権限者等を含む)は、上記各事項のほか、本契約の規定（裏面参照）について交付を受け、その内容について理解し、同意します。**

3．弊社と貴社との間で締結した＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付電子契約に関する基本契約(以降の変更を含む。以下「本契約」といいます)にて届け出た電子署名権限者および電子契約担当者の変更について

※いずれかに☑チェックをいれて下さい

☐ **変更無**

☐ **変更有**：電子署名権限者等を以下の通り変更したので、本契約第５条に基づき届け出ます。

（電子署名権限者　　☐変更有　　☐変更無 ）※該当項目に☑　変更無の場合は変更後の記入不要

現在の登録状況	フリガナ	
	氏　名	

変更後	フリガナ	
	氏　名	
	メールアドレス	
	所属部署　役職	

（電子契約担当者１　　☐変更有　　☐変更無 ）※該当項目に☑　変更無の場合は変更後の記入不要

現在の登録状況	フリガナ	
	氏　名	

変更後	フリガナ	
	氏　名	
	メールアドレス	
	所属部署　役職	

（電子契約担当者２　　☐変更有　　☐変更無 ）※該当項目に☑　変更無の場合は変更後の記入不要

現在の登録状況	フリガナ	
	氏　名	

変更後	フリガナ	
	氏　名	
	メールアドレス	
	所属部署　役職	

（リース会社使用欄）

担当部店	届出受付日		年　月　日	
	データ変更日		年　月　日	
	顧客コード		No.	
	データ変更	実施者	取引時確認※	確認者
	要・不要		要・不要	

※取引時確認を要する変更の場合は、別途、取引時確認報告書提出のこと

部店名	所属長	役席	担当
（備考欄）	事務部確認		

（2024年1月制定）

第1条　　（目　的）

1. 本契約は、取引先（以下「甲」という。）と株式会社九州リースサービス（以下「乙」という。）との間の取引にかかる契約の締結に関し、締結契約書面への記（署）名押印に変えて、株式会社ＮＸワンビシアーカイブズ（以下「サービス提供会社」という。）が提供する電子契約サービス「ＷＡＮ－Ｓｉｇｎ」（以下「電子契約サービス」という。）を利用する方法で契約（こうして締結する契約を以下、「電子契約」という。）を締結することにより、甲および乙の事務の効率化を図ることを目的とします。
2. 前項に定める甲乙間の契約において連帯保証人が定められており、甲の連帯保証人も電子契約サービスの利用によって契約を締結しようとする場合には、甲の連帯保証人と乙との間の連帯保証契約においても電子契約サービスを利用するため、甲の連帯保証人と乙との間で、本契約を締結するものとします。この場合においては、本契約の第２条以下の規定は連帯保証人にも適用されるものとし、当該各条項の「甲」は、甲の連帯保証人を意味するものとします（ただし、第５条第５項や第７条第４項など、「甲」が連帯保証人ではなく甲本人を意味していると文脈から合理的に解釈される場合を除きます）。
3. 本契約で利用する電子契約サービスにおいて用いる電子署名（第７条第１項第３号に定義）の方法は、乙から別段の指示がない限りは、サービス提供会社名義の電子署名（立会人型署名）によるものとします。

第2条　　（対象となる契約）

1. 電子契約サービスの対象となる契約は、甲および乙が電子契約を行うものとして事前に合意した甲乙間にて締結される一切の契約とします。
2. 前項にかかわらず、乙が、リース契約または割賦販売契約の対象となるリース物件または割賦物件の買主としての立場で、その売主の立場となる甲との間で締結しようとする売買契約（注文書および注文請書による売買契約を含む。）については、本契約の適用の対象外とします。

第3条　　（電子契約サービスの利用環境）

1. 甲が電子契約サービスを利用する場合には、甲は、乙またはサービス提供会社から示される、インターネット接続等のサービス提供会社所定の環境を備えた端末やソフトウェア、その他サービス提供会社所定の方法を用いて行うものとします。
2. 甲が利用する端末やソフトウェア等によっては、電子契約サービスを利用するにあたって別段の準備・管理等が必要とされる場合がありますが、かかる場合においても、甲は、電子契約サービスに利用する端末およびソフトウェア等を自己の責任において準備・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、乙はこれらについて、一切の責任を負いません。
3. 甲および乙が本契約に基づき電子契約サービスを利用できる時間は、サービス提供会社の定める利用可能時間にかかわらず、以下に定める時間内とします。なお、第１５条に規定する場合、および、乙またはサービス提供会社における随時のシステム調整等が実施される場合には、その時間内であっても電子契約サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
〔電子契約サービスの利用時間〕
土曜日、日曜日、法律で定められた休日、および乙の夏季休業日ならびに年末年始休業日を除く日の８時から２０時まで
4. 甲は、電子契約サービスを日本国内でのみ利用するものとします。

第4条　　（セキュリティー対策）

甲は、甲の電子署名権限者等（第５条第２項に定義する。）が利用するコンピュータ等の端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで、電子契約サービスを利用します。

第5条　　（契約名義人・電子署名権限者・電子契約担当者）

1. 甲は、電子契約サービスを利用するにあたり、役員または従業員の中から、①契約名義人（電子契約書（第７条第１項第１号に定義する。）の上に代表者または代理人として記録または表示される者をいう。）、②電子契約手続きを行う正当な権限を有し電子署名（第７条第１項第３号に定義する。）を付す権限を有する者（以下「電子署名権限者」という。）および③電子契約に関連して電子メールの送受信を行う者（以下「電子契約担当者」という。１名または２名とする。）を、本契約表紙「電子署名権限者等の届出表」（以下「届出表」という。）の欄に記載の通り定めます。
2. 甲は、本契約締結と同時に、電子契約サービスの利用に必要な通知等を乙から受けるための、前項の②および③の者（以下「電子署名権限者等」という。）の氏名およびメールアドレスが届出表に正確に記載されていることを確認します。
3. 乙は、甲との間で本契約締結後、甲の電子署名権限者等に対し、届出表記載のそれぞれのメールアドレス宛に、甲の電子署名権限者等が電子契約サービスを利用するために必要なアクセスコードを登録するためのＵＲＬ（以下「登録用ＵＲＬ」という。）付のメールを送信します。甲は、甲の電子署名権限者および各電子契約担当者のそれぞれに、登録用ＵＲＬ付きのメール受領後速やかにアクセスコードを登録させるものとします。
4. 届出表（本契約後締結後に適正な手続きにより変更された届出表を含みます。）に記載された甲の電子署名権限者等若しくは各メールアドレス等に変更がある場合、またはその他の記載事項について変更がある場合、甲は速やかに乙へ通知し、乙から指示される変更手続きを行うものとします。
5. 本条第１項において、甲および甲の連帯保証人が、法人ではなく個人のお客さまであるときは、甲本人および甲の連帯保証人本人が電子署名権限者となるものとし、電子署名権限者を別に定めることはできないものとします。

第6条　　（アクセスコードの登録・管理）

1. 甲の電子署名権限者等は、前条に基づきアクセスコードを登録する際に、生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるものとします。
2. 甲は、甲の電子署名権限者および各電子契約担当者のそれぞれに、前条に従って登録した各アクセスコードを当人以外の者が知り得ないよう厳重に管理させるものとします。万一、これらのアクセスコードについて不正使用等があった場合においては、甲やその電子署名権限者等による管理の態様のいかんにかかわらず、乙が甲に対して責任を負うことは一切ありません。
3. 甲の電子署名権限者等がアクセスコードを失念した場合は、その者は、アクセスコードの再登録を、乙所定の手続により行うものとします。また、アクセスコードにつき、第三者により盗用その他不正な使用等をされる恐れがある場合には、直ちに、甲は乙へ通知の上、アクセスコード等の変更手続等を乙所定の手続きにより甲の電子署名権限者等に行わせるものとします。

第7条　　（電子契約締結の手順）

1. 甲乙間の電子契約締結の手順は次のとおりとし、甲は、その電子署名権限者等に対しても、十分に理解させるものとします。
⑴ 乙は、甲乙間で内容を確認した契約書およびその他の書面のPDFファイル（以下「電子契約書」という。）を電子契約サービスにアップロードし、甲の電子契約担当者のメールアドレス宛にこれを通知します。
⑵ 甲の電子契約担当者は、前号記載の通知の受信後速やかに、受信したメールから電子契約サービスに、電子契約担当者が登録したアクセスコードを用いてアクセスすることで電子契約書の内容を確認し、これを承認するときは、電子契約サービスにおいて、甲の電子署名権限者へ承認を依頼する手続きをとります。
⑶ 前号に基づく依頼を受けた甲の電子署名権限者は、電子契約書の内容を承認する場合、電子署名権限者が登録したアクセスコードを用いて電子契約サービスにアクセスし、承認する旨のボタンをクリックして承認の操作（以下、この承認にかかる操作を「電子署名」という。）を行います。
⑷ 甲の電子署名権限者により電子署名が付与された後、乙が、甲の電子署名権限者が電子署名した電子契約書に不備等がないことを確認し、承認した場合、サービス提供会社またはサービス提供会社の指定する者により電子契約締結証明書が電子契約サービス上に発行され、電子契約書への電子署名が完了した旨が電子契約サービスにより甲の電子署名権限者等に電子メールによって通知されます。
⑸ 前号の乙が、甲の電子署名権限者が電子署名した電子契約書について軽微な不備等を確認した場合、乙は、この甲の電子署名権限者により承認された電子契約書の署名手続を中途で終了させることができ、軽微な不備等を修正した電子契約書を新たに作成し、本条に定めに従い、改めて電子署名の手続を行うものとし、甲はこれを異議なく承諾します。
2. 前項において、甲の電子署名権限者以外の者が、甲の電子署名権限者が登録したアクセスコードを用いて電子署名を付した場合、この電子署名は甲の電子署名権限者の意思による電子署名とみなします。また、甲の電子契約担当者以外の者が、甲の電子契約担当者が登録したアクセスコードを用いて甲の電子署名権限者へ承認を依頼する手続きをとった場合であっても、電子署名権限者による電子署名は有効であるとします。
3. 本条第１項にかかわらず、甲による依頼がある場合または乙が必要と判断した場合に、乙が電子契約書を電子契約サービスへアップロードした旨を、甲の電子契約担当者を経由することなく、直接、甲の電子署名権限者のメールアドレス宛に通知できるものとし、甲はこれを異議なく承諾します。
4. 本条第１項第１号における電子契約書のアップロードについての乙から甲の連帯保証人への通知は、甲本人の電子署名権限者による電子署名が完了した後で行われるものとします。

第8条　　（電子契約の成立）

1. 電子契約は、前条に基づき、乙が電子契約書を電子契約サービスにアップロードし、甲の電子署名権限者の電子署名が付与された後、乙が電子契約書の内容に不備等がないことを確認し、承認した時点で成立するものとします。
2. 前項にかかわらず、電子契約書上に契約日（名称のいかんを問わない。）の記載がある場合は、乙が電子契約書の内容に不備等がないことを確認し承認することにより、当該電子契約が電子契約書に記載されている契約日の午前０時に成立したものとみなします。なお、契約書以外の名称のその他の書面の電子契約書についても、同様とします。
3. 本条第１項または第２項に基づき成立した電子契約書は、甲および乙それぞれの責任において保管をするものとします。なお、甲は、電子契約サービスにおいて、この成立した電子契約書の閲覧およびダウンロードができる期間が、前条第１項第４号により電子契約書への電子署名が完了した旨が甲へ通知された日から１４日間（当該通知日を含み土日祝日等の休日を含みます。）であること（ただし、本契約締結時点以降においてはサービス提供会社の事情によりこの期間が変更される可能性があります。）を確認します。
4. 本条第１項または第２項に基づき成立した電子契約書について、保管されている電子契約の内容につき甲と乙の間で齟齬がある場合や疑義が生じた場合には、乙が保管する電子契約書等の記録内容を正しいものとみなします。また、同項に基づき電子契約が成立した後に、甲および乙の合意に基づいて訂正および削除を行う場合には、別途、契約内容の訂正および削除等の合意書等を電子署名による方法その他甲および乙の合意する方法により締結することとします。

第9条　　（費用負担）

甲は、第３条第２項に定める費用のほか、電子契約サービスの利用に伴いサービス提供会社に支払う利用料金、電子契約サービスの利用に伴う自己の通信費用および自己の装置の保守・運用等にかかる一切の費用を負担することとします。

第10条　　（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、締結後１年間とし、期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面通知による解約の意思表示がない場合は、１年間更新されるものとし、以後についても同様とします。
2. 前項にかかわらず、甲および乙は、解約希望日の１か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約できるものとします。
3. 解約日以降においても、甲または乙が電子契約書その他必要なデータを紛失または誤認により削除廃棄した場合、合理的な理由がないときを除いて、実務上可能な範囲で互いに提供の協力をするものとします。ただし、当該提供にかかる費用は、提供を受ける者の負担とします。
4. 本契約の解約によっても、解約日までに成立した電子契約については、当該電子契約が終了するまで本契約の効力は失われないものとします。

第11条　　（禁止事項）

1. 甲は、電子契約サービスの利用にあたり、本契約に定める事項を遵守する他、次の行為を行わないものとします。また、甲は、甲の署名権限者等にも本契約に定める事項を遵守させる他、次の行為をさせないものとします。
⑴ 電子契約サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為
⑵ 電子契約サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
⑶ 有害なコンピュータプログラムを送信し、または書込む行為
⑷ 他の電子署名権限者等のアクセスコード等を不正に使用する行為
⑸ 電子契約サービスに関する乙またはサービス提供会社等の権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
⑹ 乙または第三者（サービス提供会社を含む。）に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為
⑺ 電子契約サービスの運営を妨げる行為またはその恐れのある行為
⑻ 法令または公序良俗に違反する行為
⑼ その他、乙が不適切と判断する行為
2. 前各号に該当する行為または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与えた場合には、甲は、乙または第三者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、甲がかかる行為または事由により、第三者との間に紛争が生じた場合、甲は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、乙は関与しません。
3. 甲若しくは甲の電子署名権限者等について第１項各号に該当する若しくはそのおそれがある場合またはその旨の連絡を乙がサービス提供会社から受けた場合には、乙は、事前に通知なく、電子契約サービスの全部または一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

第12条　　（契約の解除）

1. 甲または乙が、本契約の条項または甲乙間で締結されたその他の契約条項の一つにでも違反したときは、相手方は催告を要しないで通知のみをもって、本契約を解除することができるものとします。
2. 第１０条第１項および第２項並びに本条前項にかかる通知については、本契約に記載の住所宛てまたは本契約の期間中に相手方から変更の届出を受けた住所宛に差し出された場合、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 第１０条第３項および第４項は、本条に基づく契約解除にも準用します。

第13条　　（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、本契約の締結日において、自らおよびそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
⑴ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
⑵ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
⑶ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
⑷ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑸ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
⑴ 暴力的な要求行為。
⑵ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
⑶ 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
⑷ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
⑸ その他前各号に準ずる行為。
3. 甲および乙は、相手方または相手方の役員が、暴力団等若しくは第１項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで通知のみで、本契約を解除できるものとします。
4. 前項に基づく解除により、相手方または当該役員に損害が生じても、本協定の解除者は一切の責任を負わず、また、本契約の解除者に損害が生じた場合には、相手方はその責任を負うものとします。

第14条　　（障害時の措置）

1. 甲または乙は、自己の装置、通信回線の故障その他の理由により、電子契約の締結に障害が発生したことを発見したときは、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図るものとします。
2. 前項の障害が発生した場合において、その電子契約の申込および承諾はすべて無効とし、障害回復後に再度電子契約の申込および承諾をおこなうものとします。ただし、障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別の方法により対応することができるものとします。

第15条　　（電子契約サービスの利用の中断）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、電子契約サービスの全部または一部について、その利用を中断することができます。
⑴ 電子通信設備などの保守または工事のため必要があるとき
⑵ 乙の都合により提供を受ける電子契約サービスの内容を変更するために必要があるとき
⑶ 技術上若しくは運用上緊急に電子契約サービスに関するシステムを停止する必要があると乙が判断したとき
⑷ 電子通信設備およびコンピュータ等に障害が発生したとき
⑸ サービス提供会社が電子契約サービスの提供を中断するなどして、電子契約サービスの利用が困難になったとき
⑹ 天災若しくは人災または裁判所若しくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
⑺ その他電子契約サービスの継続的な利用が困難とみとめられるとき
2. 乙は、前項により電子契約サービスの利用を中断しようとするときは、乙のホームページにおいて中断理由および中断期間を予め告知するものとします。ただし、緊急の場合等はこの限りではありません。

第16条　　（免責事項）

1. 電子契約サービスを利用したこと、または前条第１項により乙が電子契約サービスの全部または一部についてその利用を中断することにより、甲に生じた損害について、乙は、乙に重大な過失がある場合を除き一切の責任を負いません。また、乙に重大な過失がある場合の甲に対する損害賠償責任は、甲に通常生じる直接の損害に限るものとします（ただし、個人事業者以外の個人を除きます）。
2. 次の各号の事由により、甲が電子契約サービスの全部または一部について利用不能となり、または取扱遅延となったために生じた甲の損害について、乙は一切の責任を負いません。
⑴ 天災または人災によりやむを得ない事由があるとき
⑵ 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通若しくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき
⑶ その他、乙の責に帰すべからざる事由
3. 甲の電子署名権限者等が第５条第３項により登録したアクセスコード等につき不正使用・盗用および通信電文改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために甲や甲の電子署名権限者等に生じた損害については、乙は一切の責任を負いません。
4. 法令、規則、行政庁の命令等により電子契約サービスに関わる情報の開示が義務づけられている場合、乙は甲の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、乙は一切の責任を負いません。

第17条　　（権利・義務の譲渡・質入れの禁止）

甲は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第18条　　（秘密保持）

甲は、本契約に定める場合を除き、電子契約サービスの利用により知り得た乙の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第19条　　（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して生じた疑義については、甲および乙は互いに誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

第20条　　（専属的合意管轄）

甲および乙は、本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、福岡地方裁判所のみを第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第21条　　（個人情報の取扱い）

乙は、乙が取得する甲やその署名権限者等その他の者に関する個人情報を、法令の規定、当社の個人情報保護宣言および本契約が適用されて締結された電子契約において定められている個人情報に関する条項にしたがって取り扱うものとし、甲は、これに同意します。
乙の個人情報保護宣言は、乙のホームページに掲載、公表しています。